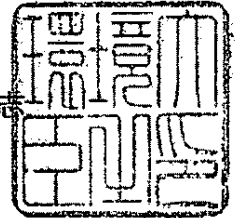




環廃対発第 120807002 号
平成 24 年 8 月 7 日

札幌市長
上田 文雄 殿

環境大臣
細野 豪志



東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

災害廃棄物の処理については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、平成 26 年 3 月末までに処理・処分を完了させることを目標に推進してきました。本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合では、目標期間内での災害廃棄物処理を確実なものとしていくため、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定・報告し、了承されました（別添参照）。これは、平成 23 年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づく「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」であり、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」を改訂したものです。この処理工程表においては、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめ、災害廃棄物処理の全体像を明らかにしたところであり、引き続き、災害廃棄物の処理を推進していきます。

この中で、可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行うこととしました。また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、単純焼却ではない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して調整を行うこととしました。これまでの間、内閣総理大臣及び環境大臣からの広域的な協力の要請に対し、真摯に御検討いただいた全ての自治体のおかげであり、そのことに対し、心より感謝いたします。

また、岩手県の漁具・漁網、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ですが全体の見通しが立っていない状況ですので、具体的に検討いただける受入先があれば、特段の御協力をお願いします。